

広情個審第15号

令和元年5月24日

広島市人事委員会

委員長 飯田 恭示 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書不開示決定に係る審査請求について（答申）

平成28年6月9日付け広人委調第24号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第164号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成28年6月9日付け広人委調第24号の諮問事案（諮問第164号事案）

平成28年4月13日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同月27日付け広人委調第6号で行った公文書不開示決定に対する同年5月6日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関は、上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った公文書不開示決定を取り消し、不開示事由の該当性を個別具体的に精査した上で、改めて部分開示決定をすべきである。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、請求人が行った本件開示請求について、実施機関が行った不開示決定を取り消し、開示するとの決定を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

学校長の処分、特に教科書会社からの謝礼については社会的関心事で公益性が高く全てを開示すべきである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等及び口頭意見陳述における主な主張を要約すると、次のとおりである。

不開示決定した情報は、個人に関する情報であるとともに、実施機関が行う人事管理に関する情報であり、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第1号及び第3号に基づき、請求人の求める開示請求は失当と考える。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

当審査会が見分したところ、本件請求対象文書は、任命権者が実施機関に対して提出した懲戒処分説明書の写しとその添書からなっており、不開示部分には、被処分者の職及び氏名、処分年月日、処分の理由等や任命権者の名称が記載されている。

実施機関は、本件請求対象文書の記載内容は、個人に関する情報であるとともに、実施機関が行う人事管理に関する情報であり、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第7条第1号及び第3号に基づき不開示としている。

しかしながら、本件開示請求が被処分者の職名や処分年月日、処分の内容を特定して行われており、実施機関が行った本件不開示決定においても、被処分者の職名や処分年月日、処分の内容等を記載していることから、少なくとも、当該記載内容については、開示しない理由は認めることはできず、実施機関の不開示理由についての検討は不十分であると考えます。

したがって、実施機関は、個人を識別できる情報としての不開示事由の該当性のほか、本件対象文書を公にすることにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるおそれ（具体的な蓋然性）があるか否か等を個別具体的に精査した上で、たとえ一部であっても不開示事由に該当しない情報については開示するという原則に基づいて、改めて開示に関する決定を行うべきである。

以上により、「1 審査会の結論」のとおりに判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
28. 6. 9	広人委調第24号の諮問を受理（諮問第164号で受理）
31. 2. 19 (第1回審査会)	第2部会で審議
31. 3. 22 (第2回審査会)	第2部会で審議
31. 4. 9 (第3回審査会)	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
佐 藤 以 誠	株式会社広島ホームテレビ経営戦略局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
土 井 敬 子	公益社団法人広島消費者協会理事
福 永 実	広島大学大学院法務研究科教授